

生徒心得

厚高生は本校生徒としての本分を守り、明朗でかつ健全な学校生活を送るようお互いに努力する。つねに向学精神を保持し、礼節を重んじ品位の向上をめざし、基本的生活の倫理にもとづいた行動をとることを心がけなければならない。

1. 登下校

登下校に際しては、諸規則を守り、生命の安全確保に努め、良識ある行動を心がけるものとする。

- 1, 始業時刻は午前8時45分とする。遅刻をしないように登校する。
- 2, 登下校は所定の通学路を通り、常に交通規則を厳守する。
- 3, 自転車通学者は自転車通学届けを提出し、学校指定のステッカーを貼り、所定の位置に置く。
- 4, 下校時刻は原則として午後6時とする。

2. 校内生活

校内生活は、集団の一員としての自覚を持ち、お互いの融和と信頼を旨とする。

- 1, 無断で火気を扱ってはならない。
- 2, 体育時等にあつては、貴重品は貴重品袋に入れて、体育準備室、あるいは担任に預ける。その他の場合は、安全な方法で各自が責任を持って管理する。
- 3, 学校内の施設を使用する場合は、責任者を明確にし、関係の先生(休日の時は関係の先生又は学校施設管理員)に予め許可を受けるものとする。
- 4, 事前にわかっている欠席・遅刻・早退等の場合は、学級担任(不在の場合は副担任)に申し出る。但し、遅刻した場合は、職員室で入室許可証を受け取り、記入し、学年の先生より印鑑をもらい、授業担当の先生に提出して授業を受ける。
- 5, 登校時から下校時まで、許可なく校外に出てはならない。
- 6, 物品等を遺失又は拾得したときはただちに関係の先生又は学級担任に届け出る。公共物破損の場合も同様とする。
- 7, 校内で、雑誌・新聞・その他の文書等の掲示、貼紙、陳列、配布等を行う場合は、生徒会総務に届け、関係の先生の承認を得るものとする。

3. 服装

本校生徒の服装としては、華美にわたらず、高価なものをさけ、身だしなみを整える。

- 1, 男子は黒の詰襟学生服(標準)とし、上着及びズボンの変形は禁ずる。女子は本校指定の制服を着用する。
- 2, 6月1日、10月1日を衣替えの基準とし、10月から5月を冬服着用の期間、6月から9月を夏服着用の期間とし、基準の前後1か月を移行期間とする。また、期間に関わらず、気象状況に応じて上着を着用しないことも認める。

冬服着用の期間は原則として学生服及び制服を着用する。

体温調節のためのベスト・カーディガン・セーターの着用を認めるが、この場合、黒・紺・茶・グレー・白・青・深緑・エンジ色の無地のものとする。

夏服着用の期間は上着を着用しないことを認めるが、この場合、白の、ワイシャツ、開襟シャツ、ポロシャツを着用する。

- 3, 登下校で使用する防寒着や雨具は、必要に応じて各自で用意する。色や形などの指定はない。ただし、授業等では原則として着用せず、服装を整えて学校生活を送ること。事情により授業等での着用が必要な場合は担任に申し出ること。
- 4, 制服には必ず校章を付ける。ただし、夏服着用の期間については必要ない。
- 5, 上履きは学校指定の色のものを用いる。
- 6, 頭髪は極端な変形を加えたものをさげ、常に清潔にし、見苦しくないようにする。また原則として染髪は禁止とする。
- 7, 登下校の時は、制服を着用する。事情により制服を着用できない時は、担任を通して届け出をする。
- 8, ピアス等の装飾品は学校生活に不要なため、着用しないこと。
- 9, 休日の登下校の服装について、顧問総会で、登下校に関する服装の届け出がなされ許可を得た部活動は、届け出された学校名が記載されたジャージ等での登下校を認める。

4. 校外生活

外生活にあっても、本校生徒としての自覚を持ち、他人に迷惑のかからないよう心がける。

- 1, 夜間外出、外泊は必ず保護者の了解を求める。
- 2, アルバイト、学割申請が必要な旅行・キャンプ等は学校所定の用紙により保護者名をもって届け出るものとする。その内容について適宜指導・助言をすることがある。
- 3, 風紀上好ましくない飲食店及び娯楽施設に立ち入ることはしない。
- 4, 校内外において、生徒同士による物品の売買はしない。